

令和2年度

教育委員会定例会
(6月)

令和2年6月9日(火)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日時 令和2年6月9日(火) 午後3時

場所 教育長室

1 開会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議事

- (1) 議案第10号 鹿屋市外国語指導助手任用規則の一部改正について (P1)
- (2) 議案第11号 鹿屋市部活動指導員に関する規則の一部改正について (P22)
- (3) 議案第12号 鹿屋市立図書館協議会委員の任命について (P27)
- (4) 議案第13号 鹿屋市公民館運営審議会委員の委嘱について (P29)

5 報告

- (1) 鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部改正について (P31)
- (2) 鹿屋市学校臨時休業対策費補助金交付要綱の制定について (P36)
- (3) 鹿屋市指定文化財の県指定について (P40)
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策について (P41)

6 動議の討論等

7 その他

8 閉会

議案第10号

鹿屋市外国語指導助手任用規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和2年6月9日提出

鹿屋市教育委員会

教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和2年度から本市外国語指導助手が会計任用職員制度での任用となることから、本案を提出するものである。

鹿屋市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

鹿屋市外国語指導助手任用規則（平成 18 年鹿屋市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 条」を「第 6 条」に、「第 8 条—第 10 条」を「第 7 条—第 9 条」に、「第 11 条—第 19 条」を「第 10 条—第 15 条」に、「第 20 条—第 27 条」を「第 16 条—第 26 条」に、「懲戒」を「懲戒等」に、「第 28 条」を「第 27 条—第 31 条」に、「第 29 条・第 30 条」を「第 32 条・第 33 条」に改める。

第 1 条第 2 項中「労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の法令及び市の条例（以下「法令等」という。）」を「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）その他法令並びに市の条例及び規則（以下「法令等」という。）」に改める。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(4) 任用団体 外国語指導助手を任用する組織をいう。

第 3 条を次のように改める。

(身分)

第 3 条 外国語指導助手の身分は、法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員とする。

第 5 条第 1 項中「1 年間」を「当該年度末（以下「前半任期」という。）まで及び翌年度の 4 月 1 日から任用された日から 1 年間となる日（以下「後半任期」という。）まで」に改め、同条第 2 項中「1 年間の」を削る。

第 7 条を削る。

第 8 条の見出し中「報酬及び」を「報酬等」に改め、同条第 1 項ただし書を削り、同条第 2 項中「25 日」を「15 日」に改め、同項ただし書中「休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日の前に」を「日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。）に当たるときはその日前に」に、「休日又は勤務を要しない日でない日」を「日曜日又は土曜日でない日」に改め、同条第 3 項中「第 11 条第 2 項」を「第 10 条第 2 項」に改め、同条第 4 項中「第 11 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 外国語指導助手には期末手当を支給しない。

第 4 章中第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

第 10 条第 2 項第 1 号中「任用期間」を「後半任期」に改め、同項第 2 号中「任用期間」を「後半任期」に、「雇用関係」を「任用又は雇用関係」に改め、同項第 3 号中「任用期間」を「後半任期」に改め、同条第 3 項中「任用期間」を「後半任期」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 通勤に係る費用弁償については、鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年鹿屋市条例第49号）第15条の規定により支給する。

第10条を第9条とする。

第11条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の勤務に当たっては、当該週の勤務時間の合計が38時間45分を超える勤務をさせないものとし、1日については7時間45分を超えて勤務させないものとする。この場合において、毎週少なくとも1日の勤務を要しない日を与えるものとする。

第5章中第11条を第10条とする。

第12条第1項第1号中「(昭和23年法律第178号)」を削り、同条を第11条とする。

第13条第1項中「この場合において」を「また」に改め、同条第2項中「12日間」を「20日間」に改め、同条を第12条とする。

第14条第2項中「承認された期間」の次に「(第27条第2項第1号に定める休職期間を含む。)」を加え、同条を第13条とする。

第15条第1項第7号中「女子の」を削り、同項中第10号を第15号とし、第9号の次に次の5号を加える。

(10) 外国語指導助手が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成18年鹿屋市規則第40号)第30条第1項で定める者で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行、その他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において、5日(要介護者が複数の場合にあつては、10日) 以内で必要と認められる期間

(11) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以後も引き続き在職が見込まれる(93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ、更新がないことが明らかであるものを除く。)外国語指導助手が、要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合 通算して93日の範囲内において必要と認められる期間

(12) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以後も引き続き在職が見込まれる(93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ、更新がないことが明らかであるものを除く。)外国語指導助手が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる

場合 1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

(13) 妊産婦である女子の外国語指導助手が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間

(14) 妊娠中の女子の外国語指導助手が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間

第15条第2項中「第10号」を「第15号」に、「第9号」を「第14号」に改め、同条を第14条とし、第5章中同条の次に次の1条を加える。

（育児休業）

第15条 次の各号のいずれにも該当する外国語指導助手は、任命権者の承認を受けて、その子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までの間で、鹿屋市職員の育児休業等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第41号）第2条の3に定める日まで、育児休業をすることができる。

(1) 引き続き在職した期間が1年以上である者

(2) その養育する子が1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までに、その任期（再度任用される場合にあっては、再度任用後のもの）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない者

2 育児休業期間中は、無給とする。

第16条から第19条までを削る。

第20条中「上司」を「法令等、上司」に改め、第6章中同条を第16条とする。

第21条（見出しを含む。）中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、同条を第17条とし、第22条を第18条とし、第23条を第19条とし、第24条を第20条とし、同条の次に次の4条を加える。

（政治行為の制限）

第21条 外国語指導助手は、法が禁止する政治的行為を行ってはならない。

（争議行為等の禁止）

第22条 外国語指導助手は、同盟罷業、怠業その他の法が禁止する争議行為をしてはならない。

(ハラスメントの禁止)

第23条 外国語指導助手は、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメントを疑われる言動によって他の職員に不快感を与えたり、就業環境を害してはならない。

(営利企業への従事等の制限)

第24条 外国語指導助手は、語学指導等を行う外国青年招致事業の目的を十分理解した上で、その職務に専念するものとし、営利企業を営むことを目的とする会社の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することのないよう努めなければならない。

2 外国語指導助手は、前項のいずれかの行為を行う場合又は組織の役員となる場合は、事前に所属長に届け出なければならない。

第24条の2及び第25条を削る。

第26条の見出し中「宗教活動等」を「宗教活動」に改め、同条中「又は政治活動」を削り、同条を第25条とし、第27条を第26条とする。

第7章の章名を次のように改める。

第7章 懲戒等

第7章中第28条の前に次の1条を加える。

(免職、休職等)

第27条 市は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを免職することができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 市は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当するときは、その意に反してこれを休職することができる。

- (1) 第14条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除くほか、参加者が病気(第30条第1項の疾病を除く。)負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日(勤務を要しない日及び休日を含む。)を超える場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合

3 外国語指導助手は、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する 政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

第 28 条第 1 項各号を次のように改める。

(1) 法若しくは法第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

第 28 条第 2 項第 4 号を次のように改める。

(4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、労働基準監督機関としての市長の認定を受けたときは、労働基準法第 20 条に規定する手当を支給しない。

第 30 条を第 33 条とし、第 29 条を第 32 条とする。

第 7 章中第 28 条の次に次の 3 条を加える。

(休職期間中の報酬)

第 29 条 第 27 条第 2 項による休職の期間中の報酬の支給は、次の各号に定めるところによる。

(1) 同条第 2 項第 1 号による休職のうち、勤務できない事由が職務による負傷又は職務による疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた全額を支給する。

(2) 同条第 2 項第 1 号による休職のうち、勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して 30 日に達するまでは報酬の全額を支給し、30 日を超え 60 日に達するまでは報酬の半額を支給し、60 日を超えるときは報酬を支給しない。

(3) 同条第 2 項第 2 号による休職の場合は、その休職期間中は報酬の 6 割を支給する。

(勤務禁止)

第 30 条 外国語指導助手が次に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかったときは、市は当該外国語指導助手を勤務させないものとする。

(1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかって、伝染予防の措置をしていない者

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(3) 前 2 号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、前条の規定を準用する。

(休暇及び休職の手続)

第31条 休暇の承認、請求等の手続については、常勤の職員の例による。

2 第27条第2項第2号による休職及び第30条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該外国語指導助手は、速やかにその事実を所属長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

鹿屋市外国語指導助手任用規則の一部改正 新旧対照表 (第1条関係)

改正後	改正前
<p>○鹿屋市外国語指導助手任用規則</p> <p>平成18年1月1日教育委員会規則第8号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第3条)</p> <p>第2章 職務 (第4条)</p> <p>第3章 任用期間及びその終了 (第5条—第6条)</p> <p>第4章 報酬その他の給付 (第7条—第9条)</p> <p>第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職 (第10条—第15条)</p> <p>第6章 職務 (第16条—第26条)</p> <p>第7章 懲戒等 (第27条—第31条)</p> <p>第8章 公務災害補償等 (第32条・第33条)</p> <p>附則</p>	<p>○鹿屋市外国語指導助手任用規則</p> <p>平成18年1月1日教育委員会規則第8号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第3条)</p> <p>第2章 職務 (第4条)</p> <p>第3章 任用期間及びその終了 (第5条—第7条)</p> <p>第4章 報酬その他の給付 (第8条—第10条)</p> <p>第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職 (第11条—第19条)</p> <p>第6章 職務 (第20条—第27条)</p> <p>第7章 懲戒 (第28条)</p> <p>第8章 公務災害補償等 (第29条・第30条)</p> <p>附則</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この任用規則 (以下「規則」という。)は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、主として鹿屋市教育委員会 (以下「教育委員会」という。)又は小・中・高等学校等に配置され、外国語担当指導主事又は外国語担当教員等の助手として職務に従事する者 (以下「外国語指導助手」という。)の勤務条件を定めることを目的とする。</p> <p>2 外国語指導助手の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、<u>地方公務員法 (昭和25年法律第261号。以下「法」という。)</u> <u>その他法令並びに市の条例及び規則 (以下「法令等」という。)</u>の定めるところによる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この任用規則 (以下「規則」という。)は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、主として鹿屋市教育委員会 (以下「教育委員会」という。)又は小・中・高等学校等に配置され、外国語担当指導主事又は外国語担当教員等の助手として職務に従事する者 (以下「外国語指導助手」という。)の勤務条件を定めることを目的とする。</p> <p>2 外国語指導助手の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、<u>労働基準法 (昭和22年法律第49号) 其他の法令及び市の条例 (以下「法令等」という。)</u>の定めるところによる。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 所属長 外国語指導助手が所属する組織の長をいう。</p> <p>(2) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間をいう。</p> <p>(3) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 所属長 外国語指導助手が所属する組織の長をいう。</p> <p>(2) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間をいう。</p> <p>(3) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間をいう。</p>

(4) 任用団体 外国語指導助手を任用する組織をいう。

(身分)

第3条 外国語指導助手の身分は、法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(任用期間)

第5条 外国語指導助手の任用期間は、任用された日から当該年度末（以下「前半任期」という。）まで及び翌年度の4月1日から任用された日から1年間となる日（以下「後半任期」という。）までとする。

2 前項の任用期間満了後、教育委員会は、外国語指導助手として必要な能力を有すると実証される場合には、再度の任用を行うことができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、引き続き5年間の任用期間が経過した場合においては、再度の任用は行わないものとする。

第3条 削除

(任用期間)

第5条 外国語指導助手の任用期間は、任用された日から1年間とする。

2 前項の任用期間満了後、教育委員会は、外国語指導助手として必要な能力を有すると実証される場合には、1年間の再度の任用を行うことができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、引き続き5年間の任用期間が経過した場合においては、再度の任用は行わないものとする。

(免職)

第7条 教育委員会は、外国語指導助手に次の各号のいずれかにかに該当する事由が生じた場合は、当該外国語指導助手を免職することができる。

(1) 日本国憲法その他日本の法令等又はこの規則に違反した場合

(2) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(3) 当該外国語指導助手の担当する職務にふさわしくない行為があつた場合

(4) 身体又は精神の障害により職務に堪えられないと認められる場合

(5) 勤務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合

(6) 勤務しない日が連続して60日（勤務しないことの理由が職務又は通勤による災害である場合並びに第15条第1項第5号及び第6号の休暇である場合において、それぞれの理由による勤務しない期間及び、それぞれの期間の満了した後の30日間を除く。）を超えた場合

(7) 応募書類に虚偽の記載があつた場合

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、議会により予算が承認されず、又は予算が削除されたため外国語指導助手に対して給料を支払うことができない場合

改正後

改正前

(報酬等その計算)

第7条 外国語指導助手の報酬は、初年度は月額280,000円、2年目は月額300,000円、3年目は月額325,000円、4年目及び5年目は330,000円とする。

2 報酬の支給日は、毎月15日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を含む。)に当たるときはその日前においてその日に最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。

3 外国語指導助手の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月に係る報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第10条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。

4 報酬の時間割の計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を第10条第1項で規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を1時間当たりの額とする。

5 外国語指導助手には期末手当を支給しない。

(報酬の減額)

第8条 外国語指導助手が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがある場合を除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項により計算した1時間当たりの額を前条第1項の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかつたときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月における全ての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

は、30日前までに予告し、又は1月分の給料を支払って外国語指導助手を免職することができる。

(報酬及びその計算)

第8条 外国語指導助手の報酬は、初年度は月額280,000円、2年目は月額300,000円、3年目は月額325,000円、4年目及び5年目は330,000円とする。ただし、所得税及び住民税が課税される場合には、この報酬額から外国語指導助手が負担するものとする。

2 報酬の支給日は、毎月25日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日の前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。

3 外国語指導助手の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月に係る報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第11条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。

4 報酬の時間割の計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を第11条第1項で規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を1時間当たりの額とする。

(報酬の減額)

第9条 外国語指導助手が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがある場合を除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項により計算した1時間当たりの額を前条第1項の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかつたときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月における全ての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

改正後

(費用弁償等)

- 第9条 外国語指導助手が勤務を行うために旅行するときは、一般職に属する職員
の例により費用を弁償する。
- 2 教育委員会は、別に定めるところにより、赴任及び帰国のための費用を弁償す
る。ただし、帰国費用は、次の各号に掲げる条件の全てを満たす外国語指導助手に
対して弁償するものとする。
- (1) 第5条第1項の後半任期を満了すること。
- (2) 後半任期満了日の翌日から1か月以内に、日本において市又は第三者と任用
又は雇用関係に入らないこと。
- (3) 後半任期満了日の翌日から起算して1か月を経過する日までに、帰国のため
に日本を出発すること。
- 3 前項の規定にかかわらず、本人の責によらない理由により後半任期満了前に帰
国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたとときは、帰国費用を弁償するこ
とができる。
- 4 市は、外国語指導助手が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った
損害について賠償を求めることができる。
- 5 通勤に係る費用弁償については、鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費
用弁償に関する条例(令和元年鹿屋市条例第49号)第15条の規定により支給する。

(勤務時間)

- 第10条 外国語指導助手の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間とす
る。
- 2 外国語指導助手の勤務時間の割り振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前8
時30分から午後4時30分までとし、土曜日及び日曜日は勤務を要しない日とする。
ただし、月曜日から金曜日までの毎日午後0時から午後1時までは休憩時間とし、
この時間は、外国語指導助手が自由に使用できるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、所属長は、外国語指導助手に対し、土曜日又は日曜
日に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて4週間以
内に代休を与えることとし、当該4週間で平均して1週間につき35時間を超える勤
務をさせないものとする。
- 4 前項の勤務に当たっては、当該週の勤務時間の合計が38時間45分を超える勤務

改正前

(費用弁償等)

- 第10条 外国語指導助手が勤務を行うために旅行するときは、一般職に属する職員
の例により費用を弁償する。
- 2 教育委員会は、別に定めるところにより、赴任及び帰国のための費用を弁償す
る。ただし、帰国費用は、次の各号に掲げる条件の全てを満たす外国語指導助手に
対して弁償するものとする。
- (1) 第5条第1項の任用期間を満了すること。
- (2) 任用期間満了日の翌日から1か月以内に、日本において市又は第三者と雇用
関係に入らないこと。
- (3) 任用期間満了日の翌日から起算して1か月を経過する日までに、帰国のため
に日本を出発すること。
- 3 前項の規定にかかわらず、本人の責によらない理由により任用期間満了前に帰
国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたとときは、帰国費用を弁償するこ
とができる。
- 4 市は、外国語指導助手が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った
損害について賠償を求めることができる。

(勤務時間)

- 第11条 外国語指導助手の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間とす
る。
- 2 外国語指導助手の勤務時間の割り振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前8
時30分から午後4時30分までとし、土曜日及び日曜日は勤務を要しない日とする。
ただし、月曜日から金曜日までの毎日午後0時から午後1時までは休憩時間とし、
この時間は、外国語指導助手が自由に使用できるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、所属長は、外国語指導助手に対し、土曜日又は日曜
日に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて4週間以
内に代休を与えることとし、当該4週間で平均して1週間につき35時間を超える勤
務をさせないものとする。

改正後

改正前

をさせないものとし、1日については7時間45分を超えて勤務させないものとする。この場合において、毎週少なくとも1日の勤務を要しない日を与えるものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、所属長は、外国語指導助手に対して、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合においても、1日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。

6 第2項の規定にかかわらず、外国語指導助手が小・中・高等学校において、英語教育等に従事する場合の勤務時間及び休憩時間は、当該学校の校長の指示に従うものとする。

(休日)

第11条 次に掲げる日を休日とする。

(1) 国民の祝日（国民の祝日に関する法律第3条に定める休日をいう。）

(2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。

3 休日は、有給とする。

(年次有給休暇)

第12条 外国語指導助手は、第5条第1項に定める任用期間中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。また、年次有給休暇は時間単位で取得することも差し支えない。

2 外国語指導助手が、第5条第1項の任用期間満了後、教育委員会に再度任用される場合には、20日間を限度として、年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を次の任用期間に繰り越すことができるものとする。

3 所属長は、外国語指導助手から請求された時季に年次有給休暇を与えることが事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができる。

(病欠休暇)

第13条 病欠休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと

4 第2項の規定にかかわらず、所属長は、外国語指導助手に対して、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合においても、1日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、外国語指導助手が小・中・高等学校において、英語教育等に従事する場合の勤務時間及び休憩時間は、当該学校の校長の指示に従うものとする。

(休日)

第12条 次に掲げる日を休日とする。

(1) 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日をいう。）

(2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。

3 休日は、有給とする。

(年次有給休暇)

第13条 外国語指導助手は、第5条第1項に定める任用期間中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。この場合において、年次有給休暇は時間単位で取得することも差し支えない。

2 外国語指導助手が、第5条第1項の任用期間満了後、教育委員会に再度任用される場合には、12日間を限度として、年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を次の任用期間に繰り越すことができるものとする。

3 所属長は、外国語指導助手から請求された時季に年次有給休暇を与えることが事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができる。

(病欠休暇)

第14条 病欠休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと

改正後

認められる必要最小限の期間とする。
 2 病気休暇は、その開始の日から起算して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。以下この項の日数において同じ。）を超えることができない。病気休暇を承認された期間（第27条第2項第1号に定める休職期間を含む。）と期間の間が7日に満たないときは、それらの2の期間は連続するものとみなす。
 3 病気休暇は、有給とする。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 父母、配偶者等が死亡した場合 父母、配偶者及び子が死亡した場合は、連続する10日の範囲内の期間。兄弟姉妹及び祖父母が死亡した場合は、連続する5日の範囲内の期間
- (2) 外国語指導助手本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間
- (3) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ教育委員会が必要と認める期間
- (4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間
- (5) 女子の外国語指導助手が6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間
- (6) 女子の外国語指導助手が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女子の外国語指導助手が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。
- (7) 外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間
- (8) 女子の外国語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日
- (9) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する外国語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間
- (10) 外国語指導助手が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他鹿屋市職員

改正前

認められる必要最小限の期間とする。
 2 病気休暇は、その開始の日から起算して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。以下この項の日数において同じ。）を超えることができない。病気休暇を承認された期間と期間の間が7日に満たないときは、それらの2の期間は連続するものとみなす。
 3 病気休暇は、有給とする。

(特別休暇)

第15条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 父母、配偶者等が死亡した場合 父母、配偶者及び子が死亡した場合は、連続する10日の範囲内の期間。兄弟姉妹及び祖父母が死亡した場合は、連続する5日の範囲内の期間
- (2) 外国語指導助手本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間
- (3) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ教育委員会が必要と認める期間
- (4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間
- (5) 女子の外国語指導助手が6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間
- (6) 女子の外国語指導助手が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女子の外国語指導助手が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。
- (7) 女子の外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間
- (8) 女子の外国語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日
- (9) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する外国語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間

の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第40号）第30条第1項で定める者で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスを提供を受けるために必要な手続の代行、その他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において、5日（要介護者が複数の場合にあつては、10日）以内で必要と認められる期間

(11) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以後も引き続き在職が見込まれる（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ、更新がないことが明らかであるものを除く。）外国語指導助手が、要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合 通算して93日の範囲内において必要と認められる期間

(12) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以後も引き続き在職が見込まれる（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ、更新がないことが明らかであるものを除く。）外国語指導助手が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

(13) 妊産婦である女子の外国語指導助手が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間

(14) 妊娠中の女子の外国語指導助手が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時

改正後

問

(15) その他所属長が特に必要と認められた場合 所属長が必要と認められた期間
2 前項第1号から第4号まで及び第15号の特別休暇は有給とし、第5号から第14号までの特別休暇は無給とする。

改正前

(10) その他所属長が特に必要と認められた場合 所属長が必要と認められた期間
2 前項第1号から第4号まで及び第10号の特別休暇は有給とし、第5号から第9号までの特別休暇は無給とする。

(休職)

第16条 前条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除くほか、外国語指導助手が病気（第18条第1項に規定する疾病を除く。）負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において同じ。）を超える場合には、教育委員会は、当該外国語指導助手の申請により必要と認めるときは、これを休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職の期間中の報酬の支給は、次に定めるところによる。

(1) 勤務できない事由が職務による負傷又は職務による疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた全額を支給する。

(2) 勤務できない事由が前号の定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。

(育児休業)

第15条 次の各号のいずれにも該当する外国語指導助手は、任命権者の承認を受け、その子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までの間で、鹿屋市職員の育児休業等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第41号）第2条の3に定める日までに、育児休業をすることができる。

(1) 引き続き在職した期間が1年以上である者

(2) その養育する子が1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する

改正後

- 日)までに、その任期(再度任用される場合にあつては、再度任用後のもの)が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない者
2. 育児休業期間中は、無給とする。

改正前

(起訴休職)

第17条 外国語指導助手が刑事事件に関し起訴されたときは、教育委員会は、当該外国語指導助手を休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職期間中は、報酬の6割を支給する。

(勤務禁止)

第18条 外国語指導助手が次に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかったときは、教育委員会は、当該外国語指導助手を勤務させないものとする。

(1) 病変伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかつて、伝染予防の措置をしていない者

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(3) 前2号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、第16条第2項の規定を準用する。

(休暇及び休職の手続)

第19条 第14条第1項及び第15条第1項第1号から第4号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第10号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならぬ。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由がやんだ後、速やかに届け出て承認を得なければならぬ。

2 第15条第1項第5号から第9号までの休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならぬ。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由がやんだ後、速やかに届け出なければならぬ。

3 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の申

改正後

改正前

(職務命令に従う義務)
 第16条 外国語指導助手は、その職務を遂行するに当たって、法令等、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(人事評価)
 第17条 教育委員会は、外国語指導助手の職務について、別に定める要領に基づき人事評価を行うものとする。

(職務専念義務)
 第18条 外国語指導助手は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)
 第19条 外国語指導助手は、市及び語学指導等を行う外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)
 第20条 外国語指導助手は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。退職した後も、また同様とする。

(政治行為の制限)
 第21条 外国語指導助手は、法が禁止する政治的行為を行ってはならない。

請をする場合は、医師の診断書等を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることがある。また、3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができる。

4 第17条第1項による休職及び第18条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該外国語指導助手は、速やかにその事実を所属長に届けなければならない。

(職務命令に従う義務)
 第20条 外国語指導助手は、その職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(勤務成績の評価)
 第21条 教育委員会は、外国語指導助手の職務について、別に定める要領に基づき勤務成績の評価を行うものとする。

(職務専念義務)
 第22条 外国語指導助手は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)
 第23条 外国語指導助手は、市及び語学指導等を行う外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)
 第24条 外国語指導助手は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。退職した後も、また同様とする。

改正後

(争議行為等の禁止)

第22条 外国語指導助手は、同盟罷業、怠業その他の法が禁止する争議行為をしてはならない。

(ハラスメントの禁止)

第23条 外国語指導助手は、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメントを疑われる言動によって他の職員に不快感を与えたり、就業環境を害してはならない。

(営利企業への従事等の制限)

第24条 外国語指導助手は、語学指導等を行う外国青年招致事業の目的を十分理解した上で、その職務に専念するものとし、営利企業を営むことを目的とする会社の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することのないよう努めなければならない。

2 外国語指導助手は、前項のいずれかの行為を行う場合又は組織の役員となる場合は、事前に所属長に届け出なければならない。

(宗教活動の制限)

第25条 外国語指導助手は、その勤務に関して、宗教活動を行ってはならない。

(自動車等運転の制限)

改正前

(セクシャルハラスメントの禁止)

第24条の2 外国語指導助手は、性的な言動によって他の職員に不快感を与えたり、就業環境を害してはならない。

(営利企業等の従事制限)

第25条 外国語指導助手は、所属長の許可を受けなければ、いかなる組織の役員となり、若しくは教育委員会以外の者に雇用され、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(宗教活動等の制限)

第26条 外国語指導助手は、その勤務に関して、宗教活動又は政治活動を行ってはならない。

(自動車等運転の制限)

改正後

第26条 外国語指導助手は、自宅から教育委員会が指定する勤務場所への通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けることなくその勤務のために自動車等を運転してはならない。

第7章 懲戒等

(免職、休職等)

第27条 市は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを免職することができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実~~に~~照らして、勤務実績がよくない場合
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
 - (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
- 2 市は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当するときは、その意に反してこれを休職することができる。

(1) 第14条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除くほか、参加者が病気が第30条第1項の疾病を除く。) 負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日(勤務を要しない日及び休日を含む。)を超える場合

(2) 刑事事件に関し起訴された場合

3 外国語指導助手は、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

(懲戒処分)

第28条 教育委員会は、外国語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国語指導助手に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

(1) 法若しくは法第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づき条例、地

改正前

第27条 外国語指導助手は、自宅から教育委員会が指定する勤務場所への通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けることなくその勤務のために自動車等を運転してはならない。

第7章 懲戒

(懲戒処分)

第28条 教育委員会は、外国語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国語指導助手に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

(1) 日本国憲法その他日本の法令等又はこの規則に違反した場合

改正後

方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

2 前項の各処分の意義及び効果は、次に定めるところによる。

(1) 戒告 書面により当該行為を戒める。

(2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における賃金の10分の1を上回らないものとする。

(3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。

(4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、労働基準監督機関としての市長の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。

(休職期間中の報酬)

第29条 第27条第2項による休職の期間中の報酬の支給は、次の各号に定めるところによる。

(1) 同条第2項第1号による休職のうち、勤務できない事由が職務による負傷又は職務による疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた全額を支給する。

(2) 同条第2項第1号による休職のうち、勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。

(3) 同条第2項第2号による休職の場合は、その休職期間中は報酬の6割を支給する。

(勤務禁止)

第30条 外国語指導助手が次に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかったとき

改正前

(2) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(3) 当該外国語指導助手の担当する職務にふさわしくない行為があった場合

(4) 勤務態度が不良と認められる場合

2 前項の各処分の意義及び効果は、次に定めるところによる。

(1) 戒告 書面により当該行為を戒める。

(2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における賃金の10分の1を上回らないものとする。

(3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。

(4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、所管の労働基準監督署の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。

改正後

は、市は当該外国語指導手を勤務させないものとする。

(1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかって、伝染予防の措置をしていない者

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(3) 前2号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、前条の規定を準用する。

(休暇及び休職の手続)

第31条 休暇の承認、請求等の手続については、常勤の職員の例による。

2 第27条第2項第2号による休職及び第30条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該外国語指導手は、速やかにその事実を所属長に届け出なければならない。

(公務災害補償)

第32条 外国語指導助手は、公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は鹿児島市町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（平成19年鹿児島市町村総合事務組合条例第37号）の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

(公務外の災害補償)

第33条 教育委員会は、海外旅行損害保険契約の締結により、外国語指導助手が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

改正前

(公務災害補償)

第29条 外国語指導助手は、公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は鹿児島市町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（平成19年鹿児島市町村総合事務組合条例第37号）の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

(公務外の災害補償)

第30条 教育委員会は、海外旅行損害保険契約の締結により、外国語指導助手が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

議案第 11 号

鹿屋市部活動指導員に関する規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和2年6月9日提出

鹿屋市教育委員会

教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和2年度から本市部活動指導員が会計任用職員制度での任用となることから、本案を提出するものである。

鹿屋市部活動指導員に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市部活動指導員に関する規則（令和元年鹿屋市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

2 指導員の任用、報酬その他の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他法令及び市の条例、規則その他規程の定めるところによる。

第2条第2項を次のように改める。

2 指導員の身分は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

第2条第3項を削る。

第4条第1項中「、法令、条例、規則その他の規程に従うとともに」を削り、同条第4項を削る。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条を削り、第8条を第6条とする。

第9条を削り、第10条を第7条とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

鹿屋市部活動指導員に関する規則の一部改正 新旧対照表 (第2条関係)

改正後	改正前
<p>○鹿屋市部活動指導員に関する規則 令和元年9月30日教育委員会規則第2号 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鹿屋市立中学校（以下、「学校」という。）の部活動の部活動において、指導体制の充実及び教職員の負担の軽減を図り、より安全かつ効果的な活動の確保を推進するために設置する中学校部活動指導員（学校教育法第78条の2に規定する部活動指導員（以下「指導員」という。）の職務その他の指導員に関する事項を定めるものとする。</p> <p>2 指導員の任用、報酬その他の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他法令及び市の条例、規則その他の規程の定めるところによる。</u></p> <p>(任免及び身分)</p> <p>第2条 指導員は、指導するスポーツ、文化活動等に係る専門的な知識、技能を有し、かつ、学校教育に関する十分な理解を有する者のうちから、鹿屋市教育委員会（以下「校長」という。）の意見を聴いて任用する。</p> <p>2 指導員の身分は、<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。</u></p>	<p>○鹿屋市部活動指導員に関する規則 令和元年9月30日教育委員会規則第2号 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鹿屋市立中学校（以下、「学校」という。）の部活動において、指導体制の充実及び教職員の負担の軽減を図り、より安全かつ効果的な活動の確保を推進するために設置する中学校部活動指導員（学校教育法第78条の2に規定する部活動指導員（以下「指導員」という。）の職務その他の指導員に関する事項を定めるものとする。</p>
<p>(任免及び身分)</p> <p>第2条 指導員は、指導するスポーツ、文化活動等に係る専門的な知識、技能を有し、かつ、学校教育に関する十分な理解を有する者のうちから、鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が学校の校長（以下「校長」という。）の意見を聴いて任用する。</p> <p>2 教育委員会は、指導員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該指導員を免職することができる。</p> <p>(1) 勤務成績が不良のとき。 (2) 心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 (3) 法令、条例、規則その他の規程に違反し、又は職務を怠ったとき。 (4) 本人から退職の申出があったとき。</p>	<p>(任免及び身分)</p> <p>第2条 指導員は、指導するスポーツ、文化活動等に係る専門的な知識、技能を有し、かつ、学校教育に関する十分な理解を有する者のうちから、鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が学校の校長（以下「校長」という。）の意見を聴いて任用する。</p> <p>2 教育委員会は、指導員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該指導員を免職することができる。</p> <p>(1) 勤務成績が不良のとき。 (2) 心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 (3) 法令、条例、規則その他の規程に違反し、又は職務を怠ったとき。 (4) 本人から退職の申出があったとき。</p>

改正後	改正前
<p>(職務)</p> <p>第4条 指導員は、その職務を遂行するに当たっては、校長の監督を受け、その指示に従わなければならない。</p> <p>2 指導員は、顧問教職員と日常的に指導の内容、生徒の様子等についての情報を共有し、十分に連携を図らなければならない。</p> <p>3 指導員は、その職務を行う上で必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。</p>	<p>(5) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くとき。</p> <p>3 指導員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に掲げる職に属する職員とする。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 指導員は、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例、規則その他の規程に従うとともに、校長の監督を受け、その指示に従わなければならない。</p> <p>2 指導員は、顧問教職員と日常的に指導の内容、生徒の様子等についての情報を共有し、十分に連携を図らなければならない。</p> <p>3 指導員は、その職務を行う上で必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。</p> <p>4 指導員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、また、同様とする。</p> <p>(任用期間)</p> <p>第5条 指導員の任用期間は、1年以内とし、任用された日の属する年度の末日までとする。</p> <p>(勤務日、勤務時間及び勤務日数)</p> <p>第6条 指導員の勤務日、勤務時間及び勤務日数は、鹿屋市部活動ガイドラインに則り、各部活動で策定した活動計画に基づき、校長が別に定める。</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第7条 指導員の報酬及び費用弁償は、鹿屋市報酬及び費用弁償条例（平成18年鹿屋市条例第49号）に定めるところによる。</p>
<p>(勤務日、勤務時間及び勤務日数)</p> <p>第5条 指導員の勤務日、勤務時間及び勤務日数は、鹿屋市部活動ガイドラインに則り、各部活動で策定した活動計画に基づき、校長が別に定める。</p>	<p>(勤務日、勤務時間及び勤務日数)</p> <p>第6条 指導員の勤務日、勤務時間及び勤務日数は、鹿屋市部活動ガイドラインに則り、各部活動で策定した活動計画に基づき、校長が別に定める。</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第7条 指導員の報酬及び費用弁償は、鹿屋市報酬及び費用弁償条例（平成18年鹿屋市条例第49号）に定めるところによる。</p>

改正後	改正前
<p>(研修)</p> <p><u>第6条</u> 教育委員会及び校長は、指導員の任用に当たっては、当該任用に係る者に対し、部活動の教育的意義のほか、適切な指導が行われるため必要な知識等について研修を行わなければならない。</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第7条</u> この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>(研修)</p> <p><u>第8条</u> 教育委員会及び校長は、指導員の任用に当たっては、当該任用に係る者に対し、部活動の教育的意義のほか、適切な指導が行われるため必要な知識等について研修を行わなければならない。</p> <p>(災害補償)</p> <p><u>第9条</u> 指導員が職務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は職務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合における当該指導員又はその遺族に対する補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによる。</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第10条</u> この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>

議案第12号

鹿屋市立図書館協議会委員の任命について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和2年6月9日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市立図書館協議会委員の任期が令和2年6月30日で満了することに伴い、これを新たに選出するため、本案を提出するものである。

鹿屋市立図書館協議会委員（案）

1 任命する委員

区 分	委員氏名（年齢）	推薦団体等	備 考
学校教育関係者	ナカムラ ナミ 中村 成美	鹿屋市小・中 学校長協会	〔継続：R元～〕 鶴峰小学校校長
学校教育関係者	イワノ トモミ 岩元 智恵美	鹿屋市私立幼稚園協会	〔継続：H22～〕 星幼稚園園長
社会教育関係者	トヤマ ナミ 遠矢 尚美	鹿屋市PTA連絡協議会	【新規】 市P連副会長 鹿屋高PTA副会長
家庭教育関係者	カシムコ 迫 睦子	おはなし 文庫Po絵夢	【新規】 読書ボランティア 平和学習ガイド
学 識 経 験 者	サカタ マサル 坂田 勝	—	〔継続：H26～〕 大黒小、寿小等 元教諭

2 任期：令和2年7月1日から令和4年6月30日まで

議案第13号

鹿屋市公民館運営審議会委員の委嘱について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和2年6月9日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市公民館運営審議会委員の任期が令和2年6月30日で満了することに伴い、これを新たに選出するため、本案を提出するものである。

鹿屋市公民館運営審議会委員(案)

番号	前委員 (H30～R2)			新委員 (R2～R4)			
	区分	氏名	役職	氏名	役職	所属	委嘱にあたって
1	学校教育関係	平岡 大介	笠野原小学校長	新規 坂之上 辰志	笠野原小学校長	市小中学校長協会代表 (推薦)	学校の立場から学習機会の充実や関係機関との連携についての提言を期待
2		吉井 健	信愛幼稚園園長	新規 松下 健太郎	松下幼稚園園長	市幼稚園協会代表 (推薦)	
3	家庭教育関係	市来 洋志	副会長	新規 遠矢 尚美	副会長	市PTA連絡協議会代表 (推薦)	家庭教育の立場から体験活動及び学習機会の充実、関係機関との連携についての提言を期待
4		福元 尚美	スクールソーシャルワーカー	継続 福元 尚美	スクールソーシャルワーカー	子育て支援関係者	
5	社会教育関係団体	宮下 恵子	会長	継続 宮下 恵子	会長	市子ども会育成連絡協議会代表 (推薦)	地域における異年齢の交流活動や地域づくり、学習機会の充実についての提言を期待
6		新牛込 司	会員	新規 蔵ヶ崎 萌	事務局長	市青年団連絡協議会代表 (推薦)	
7		増満 房子	会長	継続 増満 房子	会長	市地域婦人団体連絡協議会代表 (推薦)	
8		前田 利雄	副会長	新規 大山 一巳	副会長	市高齢者クラブ連合会代表 (推薦)	
9		味吉 成男	副会長	継続 味吉 成男	副会長	市町内会連絡協議会代表 (推薦)	
10		小園 幸作	育成部会長	新規 川崎 勝	会長	地区生涯学習推進協議会代表(鹿屋)	
11		河野 良幸	会長	継続 河野 良幸	会長	地区生涯学習推進協議会代表(串良)	
12	学識経験者	北村 尚浩	准教授	継続 北村 尚浩	教授	鹿屋体育大学教授 (生涯スポーツ)	専門的な立場から学習機会の拡充・学習成果の活用についての提言を期待
13		岩山 益男	会員(元牧園町教育委員会教育長)	継続 岩山 益男	会員(元牧園町教育委員会教育長)	市退職校長会代表 (推薦)	
14		堀之内 節子	市民講座講師	新規 堀之内 むつ子	市民講座講師	市民講座、同好会講師代表 (吾平)	
15		徳丸 すみ子	同好会講師	新規 脇田 るみ子	市民講座講師	市民講座、同好会講師代表 (輝北)	

(1) 任期 令和2年7月1日～令和4年6月30日

(2) 女性委員 全体の46.7% (7/15人)

(3) 第1回公民館運営審議会 7月20日(月) 予定

報告 (1) 鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部改正について

鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市奨学資金条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第206号）の一部を次のように改正する。

附則中第1項に見出しとして「(施行期日)」を付し、第2項の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第3項の次に次の3項を加える。

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う奨学資金の申請等の特例)

4 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により、家計が急変した世帯に属する者が奨学資金の貸与を受けようとするときは、第3条第1項各号の規定にかかわらず、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 奨学資金貸与申請書(新型コロナウイルス感染症関係) (別記第14号様式)

(2) 学生証の写しその他在学の確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

5 前項の場合において、第3条第2項中「2人が連署」とあるのは「1人が記名押印」と読み替えるものとする。

6 第4条第2項の規定にかかわらず、前2項の規定により奨学資金の申請を行い、奨学生の決定の通知を受けた者は、速やかに誓約書（新型コロナウイルス感染症関係）（別記第15号様式）を市長に提出しなければならない。

別記第13号様式の次に次の2様式を加える。

鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>鹿屋市奨学資金条例施行規則</p> <p>平成18年1月1日規則第206号</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の輝北町奨学資金の貸与に関する条例施行規則（昭和37年輝北町教委規則第1号）、串良町育英奨学資金条例施行規則（昭和47年串良町教育委員会規則第1号）又は鹿屋市奨学資金条例施行規則（平成14年鹿屋市規則第1号）（以下これらを「合併前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>3 施行日の前日までに、合併前の規則の規定により貸与された奨学資金については、なお、合併前の規則の例による。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う奨学資金の申請等の特例)</p> <p>4 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により、家計が急変した世帯に属する者が奨学資金の貸与を受けようとするときは、第3条第1項各号の規定にかかわらず、次に掲げる書類を市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) 奨学資金貸与申請書(新型コロナウイルス感染症関係) (別記第14号様式)</p> <p>(2) 学生証の写しその他在学の確認できる書類</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>5 前項の場合において、第3条第2項中「2人が連署」とあるのは「1人が記名押印」と読み替えるものとする。</p>	<p>鹿屋市奨学資金条例施行規則</p> <p>平成18年1月1日規則第206号</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の輝北町奨学資金の貸与に関する条例施行規則（昭和37年輝北町教委規則第1号）、串良町育英奨学資金条例施行規則（昭和47年串良町教育委員会規則第1号）又は鹿屋市奨学資金条例施行規則（平成14年鹿屋市規則第1号）（以下これらを「合併前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>3 施行日の前日までに、合併前の規則の規定により貸与された奨学資金については、なお、合併前の規則の例による。</p>

改正後

6 第4条第2項の規定にかかわらず、前2項の規定により奨学資金の申請を行い、
奨学生の決定の通知を受けた者は、速やかに誓約書（新型コロナウイルス感染症
関係）（別記第15号様式）を市長に提出しなければならぬ。

改正前

改正後

改正前

別記第14号様式 (附則第4項関係)

家族の生活状況及び奨学金を必要とする理由

当該奨学金を返している

返付料が滞り続けている

本人が現在奨学金である

奨学金の種別
 兄弟姉妹が奨学金受給者である
 奨学金受給者

貸付月額 円

奨学金の返付
 年 月 立 小学校 卒業
 年 月 立 中学校 卒業・在職見込
 年 月 立 入学
 年 月 立 卒業
 年 月 立 入学

返付作業 株

貸付奨学金の返金を促すべく親近者等に申し渡したことがあります。なお、貸付が奨学金の返付資料、奨学金の返付資料等のために返金がある場合は、住所、所属、職種、勤務先、変更、中入等について、古びた、全額返付等の届出を要する関係、本人等又は関係する本人に対し調査等を行う、当該返付等の依頼を受けた者が当該返付等に同意することと同様です。

また、採用の上は奨学金としての枠を大きくすることはもちろん、奨学金の返金その他の返済についても規定に従い厳格に履行し、事故返付の責任を負いますことを誓約いたします。

株 人 氏名 印

返付保証人 氏名 印

1. 署名は必ず各自で行い、それぞれ異なる印鑑を捺印すること。
2. 返付保証人は、ともに返金保証能力があり、その履行を誓約する成年者とし、自己家庭等（返付した者を含む）は不可とする。なお、返付保証人は、原則として親縁者又は長権者とする。いかなる場合も、兄弟又はこれに代わる者とする。

改正後

改正前

第15号様式 (附則第6項関係)

誓約書 (新型コロナウイルス感染症関係)

貸付決定通知記載のとおり、奨学資金として総額 円の貸付けを受け
条例、規則等の定めに従って返済することを誓います。

年 月 日

奨学生 住所 氏名 印

親権者 住所 氏名 印

親権者 住所 氏名 印

私は、上記の奨学生が貸付けを受けた奨学資金について、全額償還を終えるまで保証いたします。

年 月 日

連帯保証人 住所 氏名 印
(奨学生との続柄)

鹿屋市長 様

報告 (2) 鹿屋市学校臨時休業対策費補助金交付要綱の制定について

鹿屋市学校臨時休業対策費補助金交付要綱 (案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策として行われた臨時休業に伴い、学校給食が休止となったために不要となった食材の処分等を行った事業者及び学校給食再開に向けて新型コロナウイルス感染症対策として職員研修、設備等購入を行った学校給食調理業者を支援するため、予算の定めるところにより鹿屋市学校臨時休業対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨時休業 市内の小・中学校で令和2年3月2日から春季休業の開始日の前日までの間に実施された学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に基づく臨時休業をいう。
- (2) 学校給食調理業者 学校給食の調理を委託された業者（パン、米飯、めん等の最終加工及び納品を行う業者を含む。）をいう。
- (3) 学校給食費等返還等事業 学校の臨時休業に伴う学校給食の休止により不要となった学校給食の食材の処分等を行う事業をいう。
- (4) 衛生管理改善事業 市と令和元年度中に契約を行い、かつ、学校の臨時休業による学校給食の休止に伴う変更契約等を行った学校給食調理業者が、令和2年4月からの学校給食再開に向けた新型コロナウイルス感染症対策も含めた衛生管理の徹底及び改善を図るため、職員研修及び設備等の購入を行う事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、学校給食費返還等事業又は衛生管理改善事業を行う者とする。

(補助対象経費及び補助の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費及び額とする。

- (1) 学校給食費返還等事業 次のいずれかに該当する経費及び額であつて、臨時休業に伴う学校給食の休止の影響を受けた経費及び額とする。
 - ア 市からの発注により事業者が購入した食材であつて、不要となった食材の購入に係る経費及びその処分に要した経費の全額。ただし、市が当該食材を売却できた場合は、当該経費からその売却金額分を控除した額とする。

イ 市からの発注により事業者が発注していた食材のキャンセルに係る違約金その他補償に係る経費の全額。ただし、事業者が当該食材を売却できた場合は、当該経費からその売却金額分を控除した額とする。

ウ 既に保護者から徴収していた学校給食費を保護者に返金する際の銀行振込手数料その他経費の全額

(2) 衛生管理改善事業

ア 新型コロナウイルス感染症対策のための研修参加料、テキスト代その他職員研修に必要な経費

(ア) 従業員3人以下（代表者を含め4人以下）の場合 当該研修を開催する際の会場借上費及び業務代替人件費についても対象とし、研修期間は3日、研修参加者は4人までとし、限度額は1日当たり1人18,000円、総額22万円とする。

(イ) 従業員4人以上（代表者を含め5人以上）の場合 研修期間は1日、研修参加者は1人までとし、限度額は5,000円とする。

イ 新型コロナウイルス感染症対策のための設備更新に必要な経費 自動手洗消毒器等衛生管理に必要な設備の更新に係る経費（運搬費、設置・据え付け費を含む。）とし、限度額は45万円とする。

ウ 新型コロナウイルス感染症対策のための衛生関係消耗品の購入に必要な経費 エプロン、帽子（落髪防止用）、手袋、マスク、長靴（防滑性）、アルコール溶液、デジタル温度計（食品用防水センサー）、室内用温度計、ステップオンコンテナ、キャベジカンドーリーその他衛生関係消耗品の購入費とし、限度額は30万円とする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第5条 市長は、規則第4条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市学校臨時休業対策費補助金交付決定及び交付確定通知書（別記様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月5日から施行し、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

印

年度 鹿屋市学校臨時休業対策費補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度鹿屋市学校臨時休業対策費補助金について、鹿屋市学校臨時休業対策費補助金交付要綱第5条の規定により審査した結果、下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円

3 交付決定及び交付確定に付した条件

- (1) この補助金は、目的以外に使用してはならない。
- (2) この補助金の使途については、領収書を徴しておくこと。
- (3) この補助金の使途については、市が調査を行い、報告を求めることがある。
- (4) 鹿屋市補助金等交付規則の規定に従うこと。

令和2年度 鹿屋市奨学生緊急募集要項

～ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した方へ ～

本市では、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な生徒や学生に対して、有用な人材を育成することを目的に、奨学資金の貸与を行っています。

毎年、4月に選考委員会を開催し奨学生を決定しているところですが、今回、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、就学が困難となった方を対象に緊急募集を行います。

奨学資金の貸与希望者（生徒・学生の本人）は、本奨学資金制度の趣旨を十分理解し、修学について熱意を持ち、貸与後の奨学資金返還の義務についても責任を持てることを確約の上、申請してください。

- 1 資格
 - ・高等学校以上の学校に在学している生徒及び学生であり、品行方正であること
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の家計が急変した方
 - ・保護者が本市に生活の本拠を有する（3年以上在住している）こと
 - ・奨学資金の返還が確実であり、かつ、これについて確実な保証人を有していること
- 2 貸与額（月額）

高等学校及び高等専門学校（1～3年）	12,000円
高等専門学校（4・5年）	30,000円
大学・短大・大学院（専門職大学等含む）	30,000円
専修学校専門課程（2年以上の専門課程に限る、 専門学校等含む）	30,000円
- 3 貸与期間 奨学生に決定した月から当該学校在学期間中（在学する学校の正規の修学期間中）、毎月指定の口座に振り込みます。
※状況により最大で令和2年4月分まで遡って貸与します。
- 4 返 還 貸与制（無利子）であり、本人及び連帯保証人に返還の義務がある。
貸与終了後奨学資金借用証書を本人若しくは連帯保証人が提出の上、奨学資金貸与終了1年後から5年以内の期間で返還を行うこと。
貸与を受けた奨学資金は、原則、口座振替により返還することとする。
- 5 申込期間 令和2年6月1日（月）から令和2年6月30日（火）まで【必着】
※申請にあたっては、直接、鹿屋市教育委員会学校教育課へ提出してください。
- 6 奨学生の決定 奨学生選考委員会（7月上旬）での選考を経て決定します。
※選考の結果は7月中旬に郵送にて本人に通知いたします。
- 7 募集人数 18人程度
- 8 注意事項 現在、鹿屋市奨学資金の貸与を受けている方は申請できません。
- 9 申込に必要な書類
 - (1) 「奨学資金貸与申請書」（連帯保証人1名必要）
※家計が急変した理由を記入してください
 - (2) 連帯保証人（原則保護者）の「印鑑登録証明書（原本）」
 - (3) 「在学証明書（原本）」又は「学生証などの在学が証明できるものの写し」
 - (4) その他教育委員会が必要と認める書類

提出書類は、教育委員会学校教育課にあります。

また、ホームページ <http://www.e-kanoya.net/>からもダウンロード出来ます。

10 申込・問合せ先

鹿屋市教育委員会 学校教育課 TEL0994-43-2111（内線：3632）

〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号（6階）

※受付窓口は、学校教育課のみとなります。（学校、総合支所等での受付は行いません）

報告 (3) 鹿屋市指定文化財の県指定について

- | | |
|----------|------------------------|
| 1 名称 | 王子町鉦踊り |
| 2 種別 | 無形民俗文化財 |
| 県指定年月日 | 令和2年4月28日(火) |
| 3 保存会の代表 | 王子町鉦踊り・銭太鼓保存会 会長 山藺 謙一 |

※県指定に伴って、鹿屋市文化財保護条例第5条第3項並びに同条第5項の規定により指定を解除し、所有者にその旨通知し、告示することを合わせて報告します。

【参考】

鹿屋市文化財保護条例 (抜粋)

(文化財の指定等)

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財のうち市にとって重要なものを、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める鹿屋市指定文化財(以下「市指定文化財」と総称する。)に指定することができる。

- (1) 有形文化財 鹿屋市指定有形文化財(以下「指定有形文化財」という。)
- (2) 無形文化財 鹿屋市指定無形文化財(以下「指定無形文化財」という。)
- (3) 民俗文化財 鹿屋市指定有形民俗文化財(以下「指定有形民俗文化財」という。)又は鹿屋市指定無形民俗文化財(以下「指定無形民俗文化財」という。)
- (4) 記念物 鹿屋市指定史跡、鹿屋市指定名勝又は鹿屋市指定天然記念物(以下「指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)

5 第1項の規定による指定及び第3項の規定による認定は、その旨を告示するとともに、当該指定有形文化財、指定有形民俗文化財又は指定史跡名勝天然記念物(以下第6条から第8条まで及び第15条において「指定有形文化財等」という。)の所有者及び権原に基づく占有者並びに当該指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知してするものとする。

(文化財の指定の解除等)

第5条 市指定文化財が市指定文化財としての価値を失った場合その他特殊な事由があるときは、教育委員会は、当該市指定文化財の指定を解除することができる。

3 市指定文化財について法及び県条例の規定による文化財としての指定があつたときは、当該市指定文化財の指定は、解除されたものとする。

5 第1項の規定による指定の解除及び第2項の規定による認定の解除には、前条第4項から第6項までの規定を、第3項の規定による解除には前条第5項の規定を準用する。

報告 (4) 新型コロナウイルス感染症対策について

当 日 配 布